

### 第 38 号議案

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 24 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和 39 年足立区条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 2 項中「ときは、前項に規定するそれぞれの期間内において、それぞれ定める月の末日を納期限として」を「場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特別区民税の納期に係る規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。